

いじめのない 子どもの笑顔あふれるまち☆ふじみ



平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、富士見市におきましても、市全体で総力を挙げていじめ防止等に取り組み、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるため、平成27年4月に「いじめ防止条例」を施行し、条例に基づき「いじめ防止基本方針」を定めました。いじめのない子どもの笑顔あふれるまちにするため、皆さんのご協力をお願いいたします。

条例の特徴は、

- 子ども自身が主体的にいじめの問題を克服できる力の育成を目指すことを基本理念に位置づけました。
- いじめの防止等におけるそれぞれの責務・役割を明らかにしました。(市、市立学校、保護者、子ども等)
- いじめの防止等に関係する組織を設置しました。
- 重大事態が起きた場合の対処を明確にしました。

いじめとは

子どもに対して、その子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であり、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

富士見市いじめ防止ロゴマーク

「幸運」を示す四葉のクローバーに「いじめ根絶」の願いを込め、その葉の一枚を「みんなの温かい気持ちを表す赤いハート(心)」にしました。



目次

みんなで取り組むいじめ防止	2P
①市は	②学校は
③保護者は	④子どもたちは
⑤市民は	

いじめ防止のための取組	3P
<いじめのない学校づくり子ども会議>	
<富士見市いじめ防止センター制度>	
<いじめ問題に対処するための第三者機関の設置>	
こんなときはどうする?	4P

みんなで取り組むいじめ防止

① 市は ……

- 市は、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策に総合的に取り組みます。
- 市は、いじめの防止等に関する組織を設置し、いじめの防止対策を実施します。

② 学校は ……

- いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもを第一に守ります。
- 「学校いじめ防止基本方針」を作成するとともに「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
- 相手を思いやり、互いに認め合える豊かな心の育成に努めます。
- 教職員の資質向上及び指導体制の充実を図る実践的な研修を実施します。
- 子どもの様子や学校の教育活動を家庭や地域に発信し、学校・家庭・地域との連携を図るとともに、他の学校や関係機関等との適切な連携体制を整えます。
- 教育相談主任を中心とした組織的な相談体制を整備・充実します。

③ 保護者は ……

- いじめられていると思われるときは、まず、子どもを守りましょう。
- 子どもがいつでも何でも相談できる関係、雰囲気を家庭の中でつくりましょう。
- いじめをしてはいけないこと、許してはいけないことを、繰り返し教えましょう。
- いじめの防止等の活動に進んで参加しましょう。

④ 子どもたちは ……

- 子どもたちは、互いの違いを認め、思いやり、支え合うよう努めましょう。
- 子どもたちは、主体的にいじめの防止等の活動に取り組み、いじめのない楽しい学校づくりを目指しましょう。



⑤ 市民は ……

- 通学途中や地域活動などでいじめられている子どもを見かけたら、声をかけましょう。
- 気になる子どもを見かけたら、市や学校などに連絡しましょう。
- いじめの防止等の活動に進んで参加しましょう。



いじめ防止のための取組

＜いじめのない学校づくり子ども会議＞

平成25年11月16日、各学校から実行委員が選ばれ、子ども会議を開催し、小学校・中学校でそれぞれ「いじめのない学校づくり子ども宣言」をまとめ、発表しました。

平成26年11月14日には、市内小中学校の代表者が集い、それぞれが自校の取組を発表し、いじめをなくすための意見交換をしました。

毎年この会議を開催し、各学校で宣言を浸透させ、子どもたち自らが進んでいじめの根絶に取り組んでいくことを目指します。

＜富士見市いじめ防止センター制度＞

- 市内の事業所・団体に「富士見市いじめ防止センター」として登録していただき、子どもが安心して過ごすことができる地域をつくるため、いろいろな方法で、いじめ防止等に協力をお願いするものです。

～例え～

- いじめ防止のためのステッカーを貼る。（店舗・事務所等）
- 自社の広報活動にいじめ防止等の文言を追加する
- 会員、社員へのいじめ防止啓発・呼びかけ
- いじめ防止パトロール など



＜いじめ問題に対処するための第三者機関の設置＞

①富士見市いじめ問題対策連絡協議会・・・市長部局所管

いじめの防止等に関する機関及び団体が連携その他いじめの防止等の対策の推進について、必要な事項を協議します。

②富士見市いじめのない学校づくり委員会・・・教育委員会所管

いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直し。重大事態発生時の調査審議をします。

③富士見市いじめ調査委員会・・・市長部局所管

重大事態が発生し②の委員会での調査に対し、再調査が必要と判断された時に再度調査を実施します。

【重大事態とは】



いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。



こんなときは どうする？

みんなの気づきが大切です
下記へご相談ください

◎通学途中や地域活動などで、たびたび嫌がることをされている子どもがいる

- | | |
|---|-------------------------|
| ○富士見市教育委員会 学校教育課 | 電話 049-251-2711 (内線623) |
| ○富士見市教育相談室
(月～金 9:00～17:00 祝日・祭日を除く)
(土 9:00～12:00 祝日・祭日を除く) | 電話 049-253-5313 |
| ○家庭児童相談室 障がい福祉課 | 電話 049-252-7106 |

◎いじめられている。友達がいじめられている

- | | |
|---|--|
| ○よい子の電話教育相談
埼玉県立総合教育センター
電話 0120-86-3192
電話 (保護者) 048-556-0874
(18歳以下の子ども)
相談携帯サイト | Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
FAX相談 0120-81-3192 |
|---|--|



◎子どもが携帯やタブレットを見て、落ち込んでいるような・・・

- いじめられたり、何かの被害にあっているかも・・・
○(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan>

◎その他子どもに関する相談

- | | |
|---|-----------------|
| ○埼玉県警察少年サポートセンター
(月～土 8:30～17:15) | 電話 048-865-4152 |
| ○ヤングテレホンコーナー
(月～土 8:30～17:15) | 電話 048-861-1152 |
| ○少年サポートセンター西分室川越相談室
(月～金 9:00～16:00) | 電話 049-239-6598 |
| ○川越児童相談所 | 電話 049-223-4152 |
| ○所沢児童相談所
(月～金 8:30～18:15 土・日・祝日・年末年始を除く) | 電話 04-2992-4152 |
| ○子どもスマイルネット
(毎日 10:30～18:00 祝日・年末年始を除く) | 電話 048-822-7007 |
| ○子どもの人権110番
(月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く) | 電話 0120-007-110 |
| ○さいたまチャイルドライン
(毎日 16:00～21:00 年末年始を除く) | 電話 0120-99-7777 |
| ○埼玉いのちの電話 (18歳未満の子供専用)
(金・土 15:00～21:30) | 電話 048-640-6400 |